

平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会社名 岡谷電機産業株式会社  
代表者名 取締役社長 山岸 久芳  
(コード番号 6926 東証第 1 部)  
問い合わせ先  
取締役専務執行役員 松岡 郁男  
管 理 本 部 長  
(TEL 03-4544-7000)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 86 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定を削除するものであります。
- (2) 上記(1)に伴い、第 8 条第 2 項の単元未滿株券不発行に関する規定を削除するものであります。
- (3) 決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日付で「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、第 9 条の実質株主および第 12 条の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (4) 会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して 1 年を経過する日まで、株券喪失登録簿の作成、備置義務があるため、現行定款第 12 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を附則に移し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除する旨を定めるものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の対比は別紙のとおりです。

以上

現行定款	定款変更案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 ②当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人をおく。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人をおく。 ②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</p>

以上